

環境・新エネルギー政策

概況

I 東日本大震災関連

1. 災害廃棄物処理が、復旧・復興に向けての大きな課題となっている。環境省が廃棄物仮置き場の必要量を把握するため、岩手・宮城・福島の3県を対象に行った試算では、津波の浸水域にある建物はすべて倒壊したとみなして廃棄物量を推計した結果、2490万トンとも言われている。廃棄物には、コンクリートや自動車、電機機器など、処理方法が異なるものも多く、それぞれに対応する廃棄物処理施設の多くも被災している状況にある。また、海の漂流・漂着ゴミ、冷凍冷蔵庫水産物などの処理も問題となっている。

その他に、インフラの破損等による、上水不足や下水の処理不能などの問題も抱える。加えて、福島県では、放射性廃棄物処理も大きな問題である。

2. 原子力発電所事故や火力発電所の機能停止により、関東地方・東北地方では電力供給不足となり、計画停電などが行われた。また、東京電力管内では、現状のままだと今夏で620万KWの電力不足の見通しとなっており、早い段階から国や自治体等による節電の取り組みの強化策として、日常生活や企業の生産活動の見直しなどの工夫が求められている。

3. 環境省は、東北の特徴を活かした復興、及び社会・ライフスタイルの転換を図ることで災害に強く、環境負荷の低い地域を目指すこととしている。

(1) 少なくとも居住地等の近傍にある災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去する。また、適切な分別により、木質系廃棄物、コンクリートくず等の有効活用を推進する。

(2) 放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法を検討し、安全かつ適切な処理を進める。

(3) 東北地方のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの大胆な導入を行う。また、ライフスタイルの転換による節電や災害に強い分散型エネルギーを整備することでエネルギー効率のよい東北を生み出す。

(4) 東北地方に立地する動脈産業と静脈産業をネットワーク化し、資源性廃棄物を徹底利用することで最先端の循環ビジネス拠点として再生する。

(5) 5月下旬から6月にかけて被災地における環境モニタリング調査を実施（福島県内の公共用水域及び地下水並びに海域においては、放射性物質のモニタリングも実施）するとともに、土壌汚染対策の支援等、健康被害・風評被害の防止へ貢献する。

(6) 災害に強く、環境負荷の低いまちづくり（東北のエコタウン化）のため、公共施設等への設備導入や計画策定の支援等を行う・・・等

II その他

1. 温室効果ガス削減の取り組みは、2005年の京都議定書の発効以降、排出量削減義務が課せられた国においては低下しているものの、米国の離脱や削減義務のない新興途上国の経済発展により、1990年～2010年で、世界全体のエネルギー起源CO₂排出量は40%以上増加し、2050年には2倍以上になる見通となっている。

2010年12月に開催されたCOP16やCMP6において、日本政府は世界全体での温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを提案し、その結果、先進国と途上国が自主目標で温室効果ガス排出削減に取り組み、先進国だけでなく途上国も国際検証を受けるなどとする「COP決定」や京都議定書の第一拘束期間と第二拘束期間の空白期間をさけるための早期交渉妥結を盛り込んだ「COM決定」などが採択された。

2. 日本の温室効果ガスの排出量は、2009年度で12億900万トンで、1995年比で-4.1%、前年度比-5.7%となった。しかしこの原因は、2008年秋以降のリーマンショックの影響や、原子力発電所の設備利用が改善されたこと等があげられており、今後は増加することが想定されている。

日本における京都議定書第一約束期間での目標達成に向けては、増加が改善されない民生部門の対策強化が求められる。

3. 政府は、新成長戦略（2010年7月閣議決定）での成長分野として「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」を掲げ、世界最高水準の環境・エネルギー技術を政策パッケージで普及・促進させ、2020年度までの目標として、①50兆円超の環境関連新規市場 ②140万人の環境分野の新規雇用 ③世界の温室効果ガス削減量13億トン、などを掲げており、実質的な削減効果があがる制度を推進・拡大し、「環境と経済の両立」を図り、世界全体の削減に貢献していくことが必要である。

4. 現在、限られた水資源の中で、世界人口の1/3が水不足の危機に瀕しており、「水」が、地球全体の大きな問題となっている。

日本においても、外国資本による水源を目的とする土地の買い占めなどが始まっており、水問題が意識されてきたが、国民生活の維持向上と生態系および健全な水循環の保全を図ることが求められている。

5. 神奈川県は2009年度の温室効果ガス総排出量は6,928万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の規定による基準年の総排出量と比べると1.3%下回った。温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出量は6,729万トン（97%）で、2009年度は基準年の排出量と比べると、3.5%上回る。また、二酸化炭素排出量は2008年度と比べると4.7%減少し、特に産業部門で大幅に減少しているが、これは景気悪化の影響と考えられる。

6. 神奈川県は温暖化対策計画として、①事業活動対策、②建築物対策、③低炭素型のまちづくり、④新エネルギー等の普及拡大、⑤森林や緑地の整備・保全、⑥電気自動車等の普及、⑦ライフスタイルの転換、⑧温暖化対策教育の推進、を重点的に取り組みこととしている。

また、黒岩知事は、次世代エネルギーモデルとして、ソーラーパネルを推進し、最優先課題に掲げる太陽光パネルの県内全世帯無償設置化事業に向け、庁内の推進本部と外部組織を立ち上げた。来年以降、取り組みを本格化させ「4年間で200万戸」の設置を目指すこととしている。

要求と提言の骨子

1. 低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進
2. ライフスタイルを変える3Rを効果的に推進し、循環型社会の実現を図る
3. 住民が安心できる廃棄物の適正処理の推進
4. 化学物質対策の推進
5. 循環教育、環境学習の推進
6. 環境負荷の少ない交通政策を進める
7. 循環投資の推進を図る
8. 地域と連携した環境保全・美化の取り組みを推進する
9. 総合的な水資源の確保と水質保全を図る
10. 再生可能エネルギー普及への取り組みを進める
11. 県民と一体となった取り組みを推進する

1. 低炭素社会の実現に向けた取り組み

【要求と提言】

1. 低炭素社会の実現に向け、積極的な取り組みを図ること。
 - (1) 低炭素社会の実現に向けて、広報活動、指導を強化すること。神奈川県においては、温室効果ガス排出削減の状況を県民にわかりやすく明らかにしながら、取り組みの推進を図ること。
 - (2) 低炭素社会実現に向けたライフスタイルは、関心の高まり等を反映し変化しつつあるものの十分なものにはなっていない。マイアジェンダ制度の活用とともに、県民・市民の低炭素社会実現に向けた意識啓発活動の強化を行い、ライフスタイルの転換時代を迎えての「きっかけ」づくりを行うこと。また、エコポを活用した使用エネルギーの「見える化」で、生活スタイルの見直しや意識改革の強化を推進させること。
 - (3) 低炭素社会の実現に向け、工場・事業所におけるエネルギーの適正管理の推進を図るため、小規模事業者への省エネ診断、環境マネジメントシステム導入支援など、その導入におけるインセンティブも含め検討すること。
2. 「神奈川県地球温暖化防止活動推進センター」の充実に向け支援・連携すること。具体的には、県民、企業、NPO、行政が協同しての取り組みを推進するとともに、温室効果ガスの排出についての調査および広報、啓発活動を推進すること。また、地球温暖化地域協議会の機能強化を図るとともに、地球温暖化防止推進委員の増員とおよび未委託地域の解消を図ること。
3. 企業が実施する環境対策への対応を継続すること。
 - (1) オフィスビルの冷暖房温度の管理などへの啓発活動の強化。
 - (2) 更なる温室効果ガス削減対策に対応する推進施策への助成。
 - (3) 省エネルギー活動、地球温暖化防止活動、環境汚染防止活動などに努めている企業に対し、高い評価を受けられる制度（公共事業における入札の総合評価に付加等）を構築し、維持向上を図ること。
4. 神奈川県地球温暖化対策推進条例にある「事業活動温暖化対策計画書制度」の実施にあたっては、県内・国外にも事業所のある企業の一事業所に対して削減目標設定や実績を求めた場合に、「必ずしも対象企業全体の排出量の削減に繋がらない可能性がある」「神奈川県に生産や投資を集約することに、対象企業が抑制的になる可能性がある」といった課題を踏まえた上で取り組むこと。

2. ライフスタイルを変える3Rの効果的な推進

【要求と提言】

1. 県、市町村、住民の連携でリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）の優先順位で適正処理の取り組みを強化すること。取り組みに当たっては、新たなライフスタイルモデルの提案や広報活動など、創意工夫すること。
 - (1) 取り組みにあたってはリデュース（ごみそのものを減らす）視点を重視した施策を強化すること。
 - (2) 住民、製造・販売・回収業者、自治体の連携を強化して処理費用を含めた総合的な取り組みを進めること。そのため、推進のための協議会を設置をすること。また、協議会・審議会・市民会議等の検討結果や、レジ袋有料化実験の成果、県内・市内で行われている「マイバック運動」の事例や推進状況などを広く周知すること。
 - (3) 事業系ごみについての自治体の関与を強め、リサイクル対象品の無料回収を進め、容器包装、古紙・段ボール、プラスチック廃棄物のリサイクル率の向上を計画的に進

めること。

(4) ごみ減量化・資源化等を進めるため、県民参加の審議会等を設置し、中・長期を展望したごみ減量・リサイクル施策の確立と、地域における資源循環型社会づくりのための「一般廃棄物処理基本計画」等を充実させること。

(5) 各自治体は、ごみ資源化を有効に進めるため、ごみ分別排出の徹底を行うこと。また、分別回収されたごみの再資源化を適正に行うこと。

3. 住民が安心できる廃棄物適正処理の推進

【要求と提言】

1. 産業廃棄物最終処分場に関わって、積荷帳票（マニフェスト）制度を電子化の促進も含めて徹底させ、不法投棄に対しては原状回復命令を基本とする厳格な処置をとること。
2. 産業廃棄物処理技術の開発にあたって、関連する複数の企業による共同開発方式を推進すること。また、民間の処理技術の活用を図ること。
3. 家庭内介護等による家庭からの医療廃棄物が増加することが想定される。よって、医療廃棄物による労働災害や地域の感染・汚染リスクを回避するために、家庭ゴミ分別の徹底の周知と行うとともに、法整備と医療系廃棄物の適正処理、指導の強化を行うこと。
4. 畜産廃棄物による流域汚染の防止について、排出基準と監視・指導体制を強めること。
5. 不法投棄対策等の充実・強化を進めること。
 - (1) 不法投棄に対する環境パトロールを徹底するなど、監視を強化するとともに、強化された罰則規定に基づいて厳正に対処すること。また、自治体と民間の連携を含む監視強化のシステム作りを行うこと。
 - (2) 不法投棄された産業廃棄物を、生活環境の保全上やむを得ず都道府県が原状回復措置を行う場合、「産業廃棄物適正処理センター」による財政支援制度が設けられているが、現行制度上は大規模な事業に限定されていることから、地域の適正な生活環境を確保するため、より小規模な事業にも対応しうるよう、支援対象事業の拡大を図ること。
 - (3) 市町村等が路上等の放置自動車を撤去した場合における、路上放棄車処理協力会の寄付について、処理経費に対応した額とするよう業界を指導すること。
 - (4) 増加傾向にある産業廃棄物については、不法投棄問題も含め九都県市での取り組みを強化すること。
 - (5) 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の期限が切れるまでの間に、代替の制度を国に整備させるよう働きかけること。
 - (6) 2011年の地上アナログ放送終了にともない、自治体を中心に監視体制強化などによる不法投棄対策と、当該家電の再資源化の促進に取り組むこと。
6. 環境・廃棄物行政は自治体の固有事務としての位置づけをふまえ、「市町村の処理責任」を強化・推進する観点から、基本計画に基づき、自治体、関係団体や機関との意思疎通を図り、実効ある施策を確立すること。また、地域住民はもとより、県民・関係者へ計画の具体内容について説明を行い、住民参加による施策の展開を図ること。
7. 震災時などに発生する廃棄物への対策を九都県市全体の取り組みとして構築し、公表すること。
8. 循環型社会形成推進交付金制度について、交付率の引き上げ、および災害時の緊急対応や余熱発電による自己消費だけの施設においても交付金制度を活用し基盤整備改良が行われる等、交付金対象の拡充を図ること。また、申請手法などわかりやすいマニュアル等を策定し、必要な指導、周知を図ること。

4. 化学物質対策の推進

【要求と提言】

1. P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）MSDS（化学物質等安全データシート）等による化学物質のリスク管理を徹底すること。当面、法の円滑な推進と体制を強化すること。
2. リスクコミュニケーション（化学物質による環境リスクに関する正確意思疎通）を活発に行えるよう環境整備を行うこと。
3. アスベスト公害対策を次により進めること。
 - (1) 発生源対策、民間建築物等の実態把握と対策、自治体施設等の実態把握と対策、除去（曝露対策、解体対策）・運搬・廃棄物処理対策、健康対策などを引き続き進めること。
 - (2) 労働環境以外での曝露及び曝露から経年の長期化による問題が危惧される中、対応策についての研究に着手すること。
 - (3) 自治体、民間の幅広い対策と中長期的対策が必要なことから対応策の検討を行うこと。

5. 環境教育、環境学習の推進

【要求と提言】

1. 各自治体は、一般市民に対して温暖化対策と循環型社会形成を中心に環境・消費者教育を体系的に行うこと。加えて大学等で環境・消費者教育の専門家を育成すること。
また、地球温暖化防止推進委員の募集推進、研修会などを行うこと。
2. 小・中学校における環境教育をさらに充実したものにするため、教育現場および地域やNPOと連携し、その財政措置を行うこと。
3. ごみの分別、処理方法（一般ごみ、大型ごみ、容器、家電等）が多様となっており、排出の方法についてわかりやすい器材を使つてのPRを行うこと。（転入者、外国人を含む）
4. 県の環境現状を県民にとって理解しやすい形で示し、その周知が図られる手法を検討すること。

6. 環境負荷の少ない交通政策の推進

【要求と提言】

1. 物流の効率化や公共交通の利用促進、交通需要マネジメントの高度化、モーダルシフト、高度道路交通システム（ITS）政策の推進による環境に優しい交通・運輸政策の確立で、大気汚染対策を推進すること。
2. 低公害車・クリーンエネルギー車の導入促進、排出ガス対策については、九都県市共同の取り組みを一層推進すること。
 - (1) アイドリングストップやエコドライブなどドライバーの意識啓発を促進する取り組み

- みの強化を図ること。
- (2) 「かながわエコデー」の積極的な実施、とりわけノーカーデーの実施を促進するための広報を積極的に行うこと。
 - (3) 各自治体は、環境への負荷が少ないクリーンエネルギー車（電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、ハイブリッド車）普及のための各種施策を継続して行うこと。
また、省電力施策との関係も含め、EV充電器などのインフラ整備計画にどう取り組むかその計画を明らかにすること。
 - (4) 公共車両のクリーンエネルギー車化を積極的に推進すること。
3. ディーゼルエンジン搭載車に対する排ガス対策を進めるため、トラックの市街地乗り入れを抑制し、地域間はトラック、域内は低公害車の活用を推進すること。また、そのためのトラックの荷さばき施設、大型トラックターミナルなど駐車スペースを確保すること。
4. 次世代交通システムへの取り組みとして、LRTの導入やパーク・アンド・ライドを含めた神奈川県の場合に合ったシステムの検討を進めること。

7. 環境への投資の推進

【要求と提言】

1. 各企業における環境対策の促進を支援するとともに、環境関連事業・産業の育成を進めること。
 - (1) 各企業における、高い生産効率から生まれた、製造から廃棄、再利用までの環境負荷事業を評価する仕組みを整えること。また、優秀なトータルの高効率生産モデルとして開発途上国などに輸出するシステムを検討すること。
 - (2) 川崎臨海部の企業の参加した「エコタウン構想（ゼロエミッション工業団地）」、津久井エコタウンや、横浜MM21地区のエネルギー・廃棄物対策、ホテルの完全リサイクル（生ごみ）などの取り組みを推進するとともに、他地区での新たな取り組みを展開すること。
 - (3) グリーン購入を進めるとともに、省エネ・環境に優しい高機能商品については、正当な評価を行い、普及・啓発を図ること。
2. 民間事業所のISO14000シリーズの取得推進を図るため（特に、中小企業での導入が進むよう）情報提供、研修会開催などさらなる支援強化を図ること。

8. 地域と連携した環境保全・美化の取り組みの推進

【要求と提言】

1. 都市における森、緑を守り、これ以上の後退を食い止めること。
 - (1) 私有林、私有地の緑を守るため、基金、緑地保全協定、税の減免対策などを行い、私有林の公的管理などの緑地化政策を推進すること。推進にあたっては県・市民の参加を図り、トラスト運動を強化すること。
 - (2) 都市公園法及び都市緑地法に基づき緑地率の拡大と大規模災害に備えた広域避難所も兼ねた公園の拡大を図ること。
 - (3) 道沿いの街灯、緑化推進、街路樹、花木の整備などを進め、また樹木に名札をつけ

- るなど整備を行うこと。
2. ヒートアイランド対策を推進すること。
 - (1) 九都県市、県、市町村の連携を一層強化し、普及啓発の取り組みを進めるとともに、取り組みの効果の検証を行い、広く周知すること。
 - (2) 都市緑化のこれまでの取り組みの成果に立って、都市公園や大規模緑地の保全などについての取り組みをさらに推進すること。
 - (3) 敷地内緑化、建物の屋上、壁面緑化、排熱利用などの取り組みを推進すること。取り組み例に基づく民間事業所への働きかけ、積極的な取り組み事例の紹介などを行うこと。
 3. 住民に対してライフスタイルの見直しを図る具体的な提案を行い、効果のある運動をさらに推進すること。特に、今すぐできる方法、誰もができる簡単な取り組みから進めること。
 4. 各市町村は「ポイ捨て禁止条例」を策定し、街の美化を推進すること。また、ポイ捨て撲滅に向けて、家庭・学校・行政等の連携により教育・啓発の徹底を図ること。
 - (1) 既にあるポイ捨て禁止条例の適用拡大と罰則の強化(特に車からの投げ捨て)を図ること。
 - (2) 各市町村は、まちづくり、道路整備について「ポイ捨て」しにくい景観とすること。
 5. 景観を損なったり、青少年に有害な広告物への対策を強化すること。また、公衆電話ボックス等への違法広告物対策を強化すること。
 6. リゾート開発については、自然との調和を重視した審査基準を明確にし、住民参加による審査委員会を設置すること。
 7. 東京湾等の環境変化が著しい。改善に向けた取り組みを推進すること。
 - (1) 東京湾の水質改善に向けた取り組みを九都県市の連携を強化する中で進めること。
 - (2) 県内の海浜での浸食防止のための対策を、河川対策も含めて強化すること。

9. 総合的な水資源の確保と水質保全

【要求と提言】

1. 水・環境に関わる権限等が各省庁に分かれ、施策の推進に支障をきたしている現状において、総合的な水行政を実施するため、水環境保全推進と水とともに生きる権利を定めることを趣旨とする「水基本法（仮称）」の制定を国に働きかけること。
2. 山梨県と共同で実施している相模川水系流域環境調査の結果をもとに、第2期神奈川水源環境保全再生実行5か年計画の中に県外上流域の水源保全対策として、水源環境税などを活用し、リンの除去施設設置を山梨県との下水道等の共同事業として実施すること。
3. 神奈川県の水資源確保のため、県外上流域の水源保全対策として、隣接県を含んだ河川流域全体で推進できる広域連携体制を構築すること。
4. 上流域の森林が水源涵養、河川環境の保全、生物多様性、大気保全に果たしている役割について、広く市町村を含む県民意識の啓発を図ること。

また、県域を越えた上流域の森林保全の仕組みをつくること。
5. 神奈川県の「水源の森林づくり」の取り組みを県民協働で進めていくために、(財)かながわトラストみどり財団が県民運動として行っている森林ボランティア活動を強化していくこと。

6. 神奈川県の水源確保と水質保全に向けて、近隣県を含む広域的総合的政策を強化し、必要な資金の投入を行うこと。
 - (1) 水源地域の総合保全整備の取り組みについては、水源地域と都市部との相互の連携が必要であり、十分な意思の交換ができるよう積極的な働きかけを図ること。
 - (2) 相模ダム貯水池及び城山ダム貯水池の類型指定見直し状況を踏まえ、山梨県側へのリン対策を神奈川県として強化すること。
 - (3) 相模川の堆砂対策や海浜の侵食防止対策についても、国庫補助を含む対策を強化すること。
 - (4) 多摩川中下流の環境・水質保全を図り、水道水源として再生するよう東京都・国と協力して積極的に取り組むこと。
7. 水道水源への汚染対策を次により進めること。
 - (1) 水道水源域への廃棄物処理施設の建設を行わないこと。
 - (2) 処分場周辺の地下水汚染、環境汚染調査を行うとともに、必要な地点での検査、監視を行うこと。
 - (3) 粗大ごみの不法投棄、残土の不法投棄防止への啓発、監視体制を強化すること。
8. 石けんの使用拡大を図り、自治体は率先して石けんを使用すること。特に、合成洗剤の使用量が多い神奈川県と横浜市は積極的に対応すること。
9. 農薬の使用について、管理指導も含めた指導を強化し、減量化にも努めること。特に河川区域内における農薬使用については、農薬開発のスピードが速いため、「指針」を絶えず検証し、不適切な農薬使用を禁止するよう指導を強化すること。また、次の事項について、施策を進めること。
 - (1) ゴルフ場等における農薬汚染を排除すること。
 - (2) 環境汚染に対する対策・処置を検討すると同時に、責任の所在を明確にさせ、処罰規程を重くすること。
10. オートキャンプ場の造成について、集中した地域では森林保護や排水対策など環境への負荷軽減策を行うこと。
11. 節水意識の高揚を図ると共に、節水器具の利用を促進すること。また、雨水利用を促進すると共に、自治体・個人での貯水槽設置を進めること。
12. 地下水の揚水採取について、特定地域では揚水採取の規制はあるが、利用目的には規制がないため、公共財としての位置づけを明確にし、特定地域外を含め、利用目的についての包括的な規制を設けること。
13. 災害時等の水源確保のため、多様な水源の確保、地下水の総合保全対策を強化すること。
14. 「命の水」を安全・安心で安定的に確保するため、「水は公共財」との立場に立って、今後とも公共・公営の事業とすること。

10. 再生可能エネルギー普及への取り組み

【要求と提言】

住民、企業、行政のそれぞれが、エネルギー対策全般を強化すること。各自治体は、エネルギー政策は国の政策としてとらえるだけでなく、環境政策と一体のものとして位置づけること。

1. 省エネルギー政策の推進と、新エネルギー・未利用エネルギーの開発・導入を図ること。そのため、次の措置をとること。

- (1) 新エネルギー・自然エネルギーの技術開発、導入支援、規制緩和を積極的に行うと共に、住宅建築や工場等に対する資金融資・助成制度の充実・拡大に努めること。特に、太陽光発電への自治体助成を充実させ、設備を設置する全ての県民・市民がその対象となるような施策を継続して推進すること。
- (2) 太陽熱などの再生可能エネルギーや、コージェネレーションや燃料電池による分散型エネルギー、廃熱などの未利用エネルギーなどの多様な熱と電気の発生源を最適に組み合わせ利用できる、「スマートエネルギーネットワーク」の構築に向けた検討を行うこと。
2. 家庭におけるエネルギー消費の削減の推進・再生可能エネルギー(大気熱)を利用した高効率給湯器の積極的な推進を図ること。
3. 公共施設内および信号機のLED化計画を推進していくこと。また、家庭用機器における省電力電球(LEDなど)への転換を推進するため、買い換え時の購入助成策を検討すること。

1.1. 食糧・食品の安全・安定供給を基本とした農業政策の推進

【要求と提言】

1. 農業政策の確立を図ること。
 - (1) 地域農業の振興と農畜産物の安定供給、食料の安全管理、中山間地域の活性化と国土環境保全、都市と農村の交流促進を基本とした地域農業・食料政策を推進すること。
 - (2) 国に対して働きかけること。
 - ① 自給率がカロリーベースで40%となっている(全国)。食料の海外依存を改めて、国の責任において国内生産の維持・拡大を基本に備蓄・輸入を組み合わせた食料の安全保障システムを確立すること。
 - ② 農業生産法人の要件緩和にあたっては投機的土地取引の防止や事業・構成員の拡大範囲、株式の譲渡などに制限を設け安易な規制緩和を行わないこと。
 - ③ 中山間地に対する所得補償制度については、基金制度が設けられたが、景観保存や環境整備に携わる作業なども補償対象とすること。
 - ④ 食料・農林水産分野の競争力強化や輸出の促進などに対し、強い食料・農林水産業づくりを目指すための実効性ある対策を行うこと。
 - (3) 食品廃棄・ロスを削減するため、廃棄食品を有効活用するフードバンクの取り組みを支援、食の大切さに対する啓蒙活動等の取り組みを推進すること。
 - (4) 自治体が遊休農地を借り上げ、市民農園、収穫体験など市民が土と親しみ、生産プロセスに参加するなど農業への理解を深める場を増やすこと。
 - (5) 新規就農者を含めた農業の担い手育成・確保に向けて、農地取得条件の緩和、農業技術者養成所の設置、融資整備など農業に魅力と生きがい感じられるように条件整備を図ること。
2. 食料の安全性の確保を図ること。
 - (1) 有機農法や無農薬等を拡げ、安全な食料を確保し、その安定的供給を図ると共に有機農産物の認証・表示制度を確立すること。
 - (2) 作物・土壌の残留物検査を強化し、結果を迅速に公表して必要な対策を講じること。
 - (3) 安全な食料品供給のため、食品衛生業務を拡充し、製造・流通等への監視を強化すること。また、食肉の安全性確保に関しては、検査体制の確立を国に働きかけるとともに、消費者に対する正確な情報の提供を行うこと。

- (4) 食品に対する製造・流通等への監視を特に国内においては、トレーサビリティシステム(ここでは、個別食品等の生産、流通、消費にわたる経路・品質管理を明確にする意)を通じての導入を促進すること。
 - (5) 生鮮食料品を安定的に提供するため、①流通対策の充実、②定量継続出荷・共販体制や生産組織の育成支援、③消費の多様化に応じた流通販売の支援を図ること。
 - (6) 中核市においても「食品衛生監視指導計画」の策定を進めること。またリスクコミュニケーションにおいては、地産地消の観点も積極的に取り入れること。
3. 食育基本法、食育推進計画にそって、推進計画を作成すると共に、国の数値目標達成のみを目指すだけでなく、総合的施策推進を図るとともに、家庭の実情、食習慣の変化などを考慮に入れたきめ細かい対応を配慮した施策を推進すること。
 4. 県内の農産物の普及を促進するための施策として、行政トップによるセールス活動を推進すること。

1 2. 水産資源の維持と水産食料の安定供給体制の確立

1. 海洋生物資源の保全及び管理に関する法律（TAC法）の施行により、資源管理が強化されたことから、資源管理型の新たな漁業管理システムの定着・拡充をめざし、水産食料の安定供給を図ること。
2. 水産資源の安定的な供給を図る立場から、国際的なネットワーク・システムによる気候変動や海洋環境劣化の調査や漁業資源の調査を推進すること。
3. 密漁船や便宜置籍の根絶を図るための警備体制を強化すると共に、漁業の安全確保はもとより、乗組員等の雇用と生活の安定に努めること。

1 3. 水源を守る林業政策

【要求と提言】

1. 森林保全と中山間地などの対策を総合的に次の視点に立って進めること。
 - (1) 森林・林業行政を抜本的に見直しを行い、循環型社会を確立する立場から、環境保全、持続可能な森林、公益的機能の重視を柱とした森林基本条例を制定すること。
 - (2) 荒廃が進む森林を守るため、保育・間伐（間引き）を重視して、民有地・国公有地を一体とした総合的・一元管理体制を創り、機能類型に応じた森林の管理を進めること。
 - (3) 森林保全と中山間地など条件不利地域での生産活動の維持及び安住化の促進を図ると共に、県土の保全・景観維持の取り組みに対して助成措置を行うこと。
 - (4) 豊富な山林資源の整備、自然を生かした「ふれあいの森」づくり等県民が自然にふれあうことができるゾーン施設整備を進めると共に、森林学習など四季を通じた各種の定期的なイベントを実施すること。
 - (5) 安定的・計画的森林資源の確保の上に立って、県産材を使用した住宅に対する補助制度や利子補給について検討すること。
 - (6) 森林バイオマスのエネルギー利用を軸にして、環境配慮からみた森林保全策を検討すること。

14. 「災害復興・再生」・「神奈川県防災対策の見直し・強化」政策

【要求と提言】

1. 県民・市民の保健対策として、県内のし尿処理施設などの廃棄物処理施設の被災状況を早急に点検し、補修と必要な補強を図ること。
2. 電力供給不足に対応するため、県内エネルギーの地産地消体制を総合的に進めること。
3. 被災地の復興を目的に、現地との連携により、被災地農水産物の販路の拡充を図ること。
4. 食の安全・安心の確保の観点から、放射性物質の影響が及ぶ（及ぶとされる）食品などについては、国等と連携し適切な情報公開を行うこと。また、風評被害対策を行うこと。